

【研究ノート】

イギリス中世末期における地域的市場圏〔Ⅱ〕

—デヴォンシャーのばあいについて—

藤 田 重 行

Ⅱ 州都エクセターの発展

(1) 〈商人寡頭制〉の確立

州都エクセターが長期に亘る停滞後台頭し始めたのは、既述のごとく、ようやく十五世紀中葉以降であり、エクス川溪谷地帯から下流域にかけて刷毛織物カージイの生産の拡大・発展とともに、同世紀最後の20年以後とくに著しく、その間に同市における〈商人寡頭制〉の母胎となるべき市民の上層を形成する富裕かつ有力なる数十名の商人を生み出していたことが想定される。

それでは、そこに至るまでのここにおける市制は、いかなるものであったのであろうか。というのは、後述のごとく、ここにおける寡頭制支配が市長以下市参事のいわゆる「二十四名」‘the Twenty-Four’によって行なわれたのであり、この支配的地位にある者の数字そのものは、旧く十三世紀にまで溯って知られているからである⁽¹⁾。元来かくのごとき古い都市においては、夙に商人が定着し、その一部にいわゆる商業区 port, portus が形成されていたことが推定され、十二世紀末にはマーチャント・ギルドが組織されていたもののごとく、R. C. イースターリング R. C. Easterling によれば、リチャード一世治世初年 1189 年に「マーチャント・ギルドの会計係」“senescallis gilde marcand....”（下線筆者）に支払うべき 2 ポンドの地代を記録する一証書によって、その存在が知られている。そして、1242年⁽²⁾より遅からざるときに記された慣例集 *custumal* によって、そのときの特権が取引上の特権を（市民に——筆者）与えたことが示され、それ故に、もしかつてなんらかの区別があったとしても、このときまでにマーチャント・ギルドの機能をそれ自体のうちに吸収していたと言われる⁽³⁾。ところで、エクセターは D. B. 時代には王の代官 reeve, geréfa 2 名によって統治される都市であった。それが、プランタジネット朝の間に、いわゆる〈コミューン〉の運動の影響の下に、変わったもののごとく、十三世紀初期に市長 mayor, major と称する者が現われており、1224 年の一証書によれば、かれが助役 provost, prepositus 2 名と代官 steward, senecallus 4 名によって助けられていたことが示され⁽⁴⁾、さらに、1235 年の王の一令状の宛名書き「市長および助役に」‘Maiori et prepositis’によって、当時かれらが公認されていた

ことが知られる⁽⁵⁾。これらの役職者は、その選挙集会の存在を想定させるものであり、事実1265年の最初のコート・ロールにある「二十四名」は、後代のコート・ロールの選挙人の先駆者であったか、それとは異なるいっそう可能性のある他のもの、すなわち、当時若干の他の都市において存在した市長会 *mayor's court* であったことが示唆されると言われる⁽⁶⁾。そして、十四世紀には12名より成る市会 *common council* が存在したようである⁽⁷⁾。「エクセターの中世の会議」と題する個別研究を書いた B. ウィルキンソン B. Wilkinson は、1509年の令状によって寡頭制支配確立の第一歩を印するまでを、1296年——おそらく1264年——から1345年までと1345年から1450年まで、そして、1450年から1509年までの三期に分って、その発展の跡を辿っている⁽⁸⁾。そして、このときに寡頭制支配の体制が完成されたと見ているのであるが、尚市内に大聖堂や修道院が存在して、その権威が及ばなかったのであるから、かれの見解はやや早急にすぎると言わざるをえない。しかし、いまこのことを別にすれば、かれの研究は、散発的に残る史料を丹念に吟味した、実証的にすぐれた研究であって、かれによれば、第一期以前が会議の構成が曖昧なる時期、第一期が概ね同構成員が24名、第二期が同12名、そして、第三期が再び同24名に復した時期であり、第一期は会議の性格が必ずしも明確ではなく、唯市長の職務を助ける会議であったものごとく、1345年の諸規則に従って、そのとき以後の第二期は市参事会的性格が強く、第三期はこれをいっそう強化した会議であったと見做しているようである⁽⁹⁾。他方、これらの者を選ぶための別個の集会が年々組織されたと考えているのである。尤もかれが掲げる Appendix VIII, IX の市長会議録による構成員の人名表の頭書には、すべて総括的に市会 *common council*, *commune consilium* と記されている。尚、十五世紀末1496年までの残存する数少ない上述の選挙人の名簿も、Appendix I-X の中に収録されており、その人員数は通常36名であったようである⁽¹⁰⁾。

ところで、さきに寡頭制支配確立の第一歩を印すると述べた1509年の玉璽付き令状 *writ of privy seal* とは、いかなるものであろうか。ヘンリ八世治世初年のこの令状は、まず「二十四名」のうちのたれかがなんらかの理由によって排除されない限り、終身その地位に止まるべきことと、死亡または排除された者の補充が「二十四名」それ自体によって行なわれるべきこととを定め、次いで、市長選挙について、市民が「二十四名」によって指名された候補者2名のうちから選ぶことを認め、これら2名の候補者は収入役 *receiver*, *receptator* の経験ある「二十四名」中の一員でなければならないとしている⁽¹¹⁾。M. T. マックカフレイはこれらのことが事実上1500年ころから行なわれていたとしている⁽¹²⁾。いずれにせよ、これらの内容からみれば、これが「二十四名」による寡頭制支配の体制であることは、明らかであり、その構成員の間には、なんらの区別もなくなり、この「二十四名」が文字通り「市参事会」になったと言える。

それはとにかく、十六世紀前期は、イギリスの中世後期における毛織物手工業が最も繁栄した時期であり、その間前世紀に引き続いて農村諸地域における拡大・発展がとくに著しく、旧来の毛織

物手工業都市との間に深刻なる摩擦を惹き起していたことは、周知のところである。この手工業の発展は、既述のごとく、デヴォンにおいても例外ではなく、毛織物を扱うことによって、商人たちがいっそう繁栄しえたのである。このことは、既述の1524・5年の〈特別税〉の徴収額において、毛織物手工業都市であるとともに、その取引によって栄えたエクセターが、ロンドン、ウェストミンスター Westminster およびサザーク Southwark を除く都市中5位に躍進した事実となって現われており、かつてエクセターより上位にあったプリマスが、30位までの都市から姿を消し、代わって毛織物手工業都市トトネスが台頭して、16位の地位を占めている⁽¹³⁾。

その後1530年代に入って、このエクセターの繁栄の結果、ここにおける寡頭制支配を強化することがらが相次いで起こった。すなわち、1535年にヘンリ八世より市長および市参事会員に同市内における治安判事 justice of the peace としての権限を付与する勅許状を授与され、次いで、2年後「州」'county'と同格の都市とされ、これに伴って、市長、市裁判官および市参事会員8名が、エクセター州内における治安判事にして在監者釈放巡回裁判判事 justices of gaol delivery に任ぜられた⁽¹⁴⁾。他方、同じ年に長期に亘って貿易港としてのエクセターの発展を阻止してきたデヴォン伯コートネイ家が没落した。それより3年後、エクセターの請願に基づき、議会においてかつて同家が築いたエクス川の堰を撤去することを許可する法律が通過した⁽¹⁵⁾。後述するごとく、この堰の撤去が決して容易なる事業ではなかったために、このことが直ちにエクセターの繁栄をいっそう促進することにはならなかったけれども、エクス川のエクス島マナーとトプサムとがデヴォン伯領から王の手に復帰したことは、当面の障害物がなくなったことを意味した。また、その間に大・小の修道院が解体されて、市内における「市参事会」の権威が拡大したのみならず、西南半島部における州にして都市であるエクセターの威信を著しく高めることとなった。以上のごとき経過の間に、ここにおける既述の支配体制がいまや不動のものとなったことは、確かである。このことを証するものとして、1549年のエドワード六世による父王ヘンリ八世が同市に与えた権利の確認がある⁽¹⁶⁾。

ところで、この年に宗教改革に基づく新たなる祈禱書（英文）に反対する旧教徒による叛乱が、サンプフォード・コートネイ Sampford Courtenay において起った。叛徒たちはコーンウォールの叛徒と合流して東進し、エクセターを包囲して開城を迫った。市参事会員の中にも旧教徒がおり、一般の市民およびその他の住民たちの中にも尚旧教を固執するものが少なくなかったが、かれらは信仰の相違を越えて結束し、5週間（7月2日—8月6日）に及ぶ長期の包囲によく耐えて抵抗した。結局ここに叛徒たちをいわば釘づけにしたことによって、政府はラッセル卿 Sir John Russell（後の初代ベッドフォード伯）を長とする大部分ドイツ人とイタリア人の傭兵より成る約千名の部隊を鎮圧のために派遣することができたのである⁽¹⁷⁾。この叛乱の平定後、王はその功を認めてエクセターにエクス島マナーを授与した。1550年の勅許状において、王はまた同市に公式の法人格を

付与している⁽¹⁸⁾。

十六世紀のエクセターにおいて長年収入官 *chamberlain, chamberlengus* を勤め、同市の歴史に関する2冊の書物を残した J. フーカー *John Hooker* は、既述のエドワード六世による父王が与えた権利の確認の勅許状を、ここにおける「大憲章」‘*Grande Charter*’ と称し、この文書を、かれおよびかれの同時代の人たちがかれらの州にして都市であるエクセターが有する諸特権の最も完全かつ最も権威ある表現と見做していたと言われる⁽¹⁹⁾。要するに、州の治安判事が有する広範なる権限は、テューダー君主制が依って立つ基礎の一つを形成していたということである。

他方、エクス島マナーの授与は、かつてデヴォン伯によって架設された多数の各種のミルが市の所有に帰したことを意味し、その結果、諸種の工業（製粉、鞣皮、とり分けカージイの縮絨）のいっそうの発展を齎らすこととなった。

既述の市の請願に基づく1540年の議会におけるエクス川の堰の撤去を許可する法律の通過は、エクセターの将来に光を投ずるものではあったけれども、長期的間に河床に土砂の堆積による変化を生じ、それとともに、流れが変わっていて、単に堰の撤去だけで解決する問題ではなかった。この事業は最初遅くとも1546年までに始められたと言われるが、計画が楽観と杜撰に過ぎ、結局金品の浪費に終わった。その後改めて1560年に土木の技術の心得のあるグラモーガンシャーの J. トリュー *John Trew* なる者と工事の契約を結び、1564年より着工されたが、容易に進捗せず、結局エクス川の本流の改修工事を断念し、新たに運河をつくることとし、この運河の掘鑿もはじめのエクス川の東側に沿って掘り進むものから、ミルの水流を利用してエクス川の西の堤防を掘り、入江に流れ入るディープ・ピル *Deep Pyll* という小川へ繋ぐものに変えられた。その結果、必要なる土地の買取費や若干の水門の設置の費用のために、多額の出費を要したが、早くも1566年に新しい水門の建設と長さ150フィート、幅80フィートの切り石積みの波止場を完成した。この運河は上述のごとき性質の異なる水流を繋いでつくったものであったから、欠陥が多く、度々改修工事を行なうて、十六世紀末ごろによく運河として充分利用しうるものとなった。しかし、その間も、一応使用に耐えうるものではあったために、しだいに利用する者が増加した⁽²⁰⁾。そして、十七世紀に入って1610年代にブリストルを凌駕し、ハル *Hull* に次ぐ外港中2位にまで発展することとなったのである⁽²¹⁾。ところで、これに関連して、かつてデヴォン伯がトプサムを経由する貨物から関税を徴収していた慣行に基づいて、内陸諸都市とくにエクセターの商人の輸出入する商品に対する関税の徴収を廻る争いが起こった。元来エクス川の河口の入江は遠くまで浅く、外洋船は3マイル沖において投錨し、トプサムの波止場から往復するはしけによって荷の積み降ろしをしていた。そして、内陸都市からトプサムまでは、陸運によっていたので、デヴォン伯がそこにおいて関税を徴していたのである。それが運河の開通後エクセターの水門まで溯行しうるはしけによって、外洋船に積み降ろしされるようになり、直接にはエクセターの商人とトプサムの住民との争いとなった。そ

の結果は、ウェストミンスター¹の裁判沙汰にまで発展し、その係争の間に、いまは王の手に帰していたトプサムを含む全マナーが定期貸付 lease に出され、これをベドフォード伯 (Earl Bedford, the Russells. タヴィストック修道院領を受け継ぎ、いまや有力なる貴族の一員となっていた) が借り受けたために、事態がいっそう紛糾することとなった。結局この問題は、政府の特別委員会の調停によって、エクセターの波止場において積み降ろしされる貨物は、トプサムの課税を免除され、トプサムの波止場において積み降ろしされる貨物にのみ、そこにおいて課税されることで、結着した⁽²²⁾。

ここにおいて、既述のごとき寡頭制支配の体制が形成されるまでに、これと競合するギルドの勢力が存在したことをみておかなければならない。おそらくこのことが寡頭制樹立と決して無縁ではなかったと思われるからである。元来エクセターにおいては、長期に亘る停滞のために、各種の職の者が存在していたとしても、それぞれ独自のギルドを結成するに足るほどの数のものが少なかったものごとく、1561年のごとき後代の市の民兵検閲の文書に付されたリストにおいて尚、肉屋、鍛冶職と刃物職、手袋職と毛皮職、パン屋、製靴職、縮絨職と織布職、仕立職、そして、新たに結成された冒険商人組合計8組合が挙げられているにすぎない。これらのうち肉屋、鍛冶職および冒険商人を除く計5組合の結成は十五世紀以前に溯りうると言われるが、その中の仕立職が十五世紀中葉に王から特別の特許状^{チャーター}をえて、これに基づいて他の職の者をも加えて急激に膨脹し、組合員に対して独自の極めて広範なる権威を行使して、一時市当局に脅威を与えるまでに至った。これに対して、市長以下市の当局者の不屈の努力によって、ようやくこれを屈服し権威を回復しえたと言われている⁽²³⁾。この闘争は、手工業職の側よりみれば、結局失敗に帰し、反ってやがて「二十四名」の権力強化の方向に進展する端緒となったことが想定される。

次ぎに、寡頭制支配確立後の市長職についてみると、かれはつねに自らを「この市における王の代理人」と称し、事実王の意志の執行者としての任務を負っていた。それ故に、かれの責任は重く、現実には市と州の治安判事かつ在監者釈放巡回裁判判事としての司法上の任務のみならず、後述するとき経済統制のための規則が誤りなく守られているか否かについて、そのための下僚の者たちが存在していたとは言え、市長として日々市場の状況を知ること、多くの時間を割かなければならなかった。また、ここにおける主要なる長官としてロンドンの枢密院に対して責任を有し、名目的なる州長官 Lord Lieutenant に対しても責任を負い、もし地域内において重大事件が発生したときには、かれの果すべき役割は重要であった。これらの公式の責任のみならず、公私に亘って多大の財政上の負担を負っていた。例えば、著名なる賓客の接待費、かれが公務でロンドンへ行くときあるいは使者を派遣したときの費用、市有地の検察や宗教上の出費、その他すべての事務費に至るまで、かれ自身が支出しなければならなかった。さらに、市の財政が苦境にあるときには、他の市参事たちより多額の市への貸付を要請された。これらの事情から、十六世紀初期に26ポンド

13シリング4ペンスの年俸を支給され、その後漸次に引き上げられて、1590年には133ポンド6シリング8ペンスとされたが、それより6年後に120ポンドに下げられている。しかし、これでもって充分負担に耐えうるものではなかったから、市参事の中には市長候補に選ばれることをときおり辞退する者が現われ、また、財政上の負担の重いことを考慮して、一度市長職に就任した者は8年以内に再任されるべきではないことが定められた⁽²⁴⁾。市長は年々選ばれるのであるから、1509年の令状の主旨よりみれば、市の収入役を勤めた経歴をもつ市参事は、すべて同等の立場にあったのであるが、上述のごとく、かれの任務が多岐に亘り、とくに財政上の負担が極めて重かったために、最も富裕なる数家族に集中する傾向があったと言われる⁽²⁵⁾。

1536年から1603年の間に、ほぼ163名が市参事会員として、最も短き者は数箇月、そして、最も長き者が40年に亘って在職した⁽²⁶⁾。行政上の重要なことがらはずべてかれらの会議によって決定したのであるから、「仲間の中の第一人者」‘*primarius inter pares*’としての市長と雖ども、これに従わなければならず、結局市参事会員と一体となって行政の実施に当たっていたことが想定される。

かれらの寡頭制支配の実態が最も現われているのは、その利益と地位の保全に繋がる経済統制とギルドの統制である⁽²⁷⁾。そこで、これらの問題については、項を改めて見ることとする。

- (1) B. Wilkinson, *The Mediaeval Council of Exeter University College of the South-West England*. History of Exeter Research Group. Monograph 4., Manchester University Press. ヘンリー三世治世50年のセント・ヴィンセントの祝日(1月22日)の答弁書、前掲書 Introduction by R. C. Easterling, p. XX. 本書の最初の A Note on the Bibliography & Sources において、J. Hooker の著 *The Common Place Book* と *The History of Exeter*. が、詳細なる記録をよく知っているにもかかわらず、かれの事実の記述は信じ難く、かれの生前100年足らず以前のことがらの記述に誤りが多いことを指摘している。p. VI.
- (2) *Ibid.*, p. XVIII.
- (3) *Ibid.*, p. XIX.
- (4) *Ibid.*, p. XIX.
- (5) *Ibid.*, p. XVI note 3.
- (6) Wilkison; *The Mediaeval Council* p. 2.
- (7) *Ibid.*, pp. 3, 4.
- (8) *Ibid.*, p. 1.
- (9) *Ibid.*, pp. 3-6.
- (10) *Ibid.*, pp. 64-95. 年により若干の相違がある。
- (11) *Ibid.*, pp. 50-52. ウィルキンソンは、ここにおける結びにおいて、「1509年の令状は、寡頭制的会議にとつての勝利であったが、等しく市長の執行的職務にとつての勝利であった。正しく解されるならば、それは、会議の個人に対するその影響におけると同じく、市長と会議との関係に対するその影響において重要であったように見える。それは、二重の意味において、市の中世的会議の終結を押しづけたのである(下線筆者)」と述べているのであるが、果してそのように言いうるであろうか。令状の内容について、MacCaffrey; *Ibid.*, p. 17. その主旨は次ぎに述べる。
- (12) *Ibid.*, pp. 16, 17. マックカフリの主張が正しいとすれば、この令状は事実の追認となる。
- (13) 前節(2)エクセターの台頭の項の終わりにおいて1524・5年の〈特別税〉を1523—7年の〈特別税〉

と記したのは、その間の分割払いが認められていたからである。出典同じ。

- (14) MacCaffrey; *Ibid.*, p. 27.
- (15) *Ibid.*, p. 127.
- (16) *Ibid.*, pp. 27, 28.
- (17) Hoskins; *Devon and its People*, pp. 77-84.
- (18) MacCaffrey; *Ibid.*, p. 20.
- (19) *Ibid.*, p. 27.
- (20) *Ibid.*, pp. 127-131.
- (21) W. E. Minchinton; *The Growth of English Overseas Trade*, 1969, p. 33.
- (22) MacCaffrey; *Ibid.*, pp. 132-134.
- (23) *Ibid.*, p. 86.
- (24) *Ibid.*, pp. 43-47.
- (25) *Ibid.*, pp. 44, 45.
- (26) *Ibid.*, p. 36.
- (27) 「市参事会」員が専ら商人であることを思えば、このことは自ら明らかであろう。

(2) 経済統制とギルド

前項において述べたごとき寡頭制支配の体制の下に、経済統制とギルドに対する統制がどのように行なわれていたかを、ここにおいてやや立ち入って見ることとする。

そこでまず、経済統制の主たる目的を、はじめに結論的に言えば、市民が有する経済上の諸特権を守ること、これである。要するに、同市内に居住する市民でない者であると外部の者であるとを問わず、いわゆるよそものとして、エクセターにおける取引上の利益を享受することから、可能な限り組織的に排除されており、また、取引上の諸特権がすべての市民によって等しく享受されているのではなく、最大の利益は少数の大商人層によって追求されていた。かれらは個人としては相互に競争していたのであるが、特許状による独占の受益者としては^{チャーター}余の者に対して固く結びついていたのである⁽¹⁾。

いまこれらのことをいっそう具体的にみると、まず市民と市民でない者との区別が厳しく、ここにおける少数者である特権的市民の集団が、市内におけるあらゆる経済的機会を独占し、すべての卸売りと小売りがかれらに留保されていて、あらゆる方法で市場の条件が、かれらに有利になるように可能な限り配慮されていたのである。エクセターへ自らの生産物を携えて来る地域の生産者たちは、市民に対してのみ売ることができ、かれらはまたかれらの必要品を市民からのみ購入しなければならなかった。いっそう遠方から商品を携えて到来する商人も、市民と取引しなければならなかった。市内のすべての消費者は、かれらの必要品をすべて市民から買わなければならなかった。取引が市内において行なわれる限り、その利益が特権的市民に確保されていたのである。それ故に、「市参事会」はこの市民の特権の違犯を最も厳しく取り締まったのであるが、法律記録にはかかる違犯に対する判決で満ちていると言われる。その理由は、おそらくエクセターのこの地域におけ

る商業中心地としての発展によるところ少なくなかったことが想定される。1530年代以後の状況がこのことをよく示している。そのころすでに市民が有する取引上の諸特権に対する違犯の例が極めて多く、よそものが購入した商品をよそものに売却することも含まれ、市民の特権に対する真の侵害と見做され、当該商品の没収によって処罰された。しかし、地域の取引の中心としていっそう発展するに従って、実際にはこの種の違犯が頻発したために、20～40シリングの罰金によって処理されることとなった。そして、違犯の捜索がますます煩瑣となり、他方、統制を強化するために、十六世紀中葉に市の直接の管理の下に新たな市場が設立されることとなった⁽²⁾。

1542年まずいかなるよそものも、年市のとき以外には、市内において商品の小売りをなすべきではないことが確認され、この命令にいかなる商品が含まれるかは、市長に一任された。1549年4月と翌年1月によそものが不法なる商品の販売の目的で市民から家を借り受けたことが発覚し、貸主の市民が特権を剝奪され、よそもの商品が没収された。しかし、1552年にさらに同様の違犯が起こり、結局かかる事例の相次ぐ発生が、市の施設の不備に責任の一半があると考えられるようになった。すでに1533年「市参事会」の責任において維持されたギルド・ホールの一郭が準備されて、亜麻布や毛織物を携えて来るよそものたちがそこにおいて取引を行なうべきことが定められていた。しかし、そこが狹隘となり、1538年市長 H. ハムリン Henry Hamlyn が、「市参事会」の反対にもかかわらず、とくに重要な羊毛、織糸および刷毛織物カージイの週市の市場を別箇に設けることを決意し、志を同じくする友人の協力をえて、かれら自身の資金を持ち寄り、セント・ジョージ教会の向いにそのための建物を建設した。これに対して、当時のデヴォンの唯一つの羊毛の市場都市クレディトンが猛烈に反対し、その結果、この問題が枢密院にまで持ち込まれて、そこにおいてエクセターに有利に裁決されて、結着した。すなわち、週市の日（水曜日と金曜日）に、あらゆる未完成の毛織物と織糸はこの建物＝市場に齎らされなければならず、市内の他の所における販売に対しては、罰金が科されることとなった⁽³⁾。

その後この建物も狹隘となったものごとく、1555年僧正と聖堂参事会が所有するニュー・イン New Inn を市が借り受けて、亜麻布、毛織物およびその他のあらゆる商品の取引所とし、その結果、そこがマーチャント・ホールと称されることとなった。しかし、その後の継続的な発展によって、1569年に織糸の週市のための別箇の市場が建設され、十七世紀までに羊毛および毛織物の市場が狹隘となって、旧セント・ジョーンズ施療院の階下のホールが羊毛の週市の市場とされるとともに、ニュー・インにおける毛織物の週市の市場が拡張されることとなった。かくして羊毛、織糸および毛織物の取引のための三つの箇別の公式の施設が設けられたのである⁽⁴⁾。

ところで、さきに市民の取引上の諸特権について繰り返し述べたが、市民のすべてが商人であったのではない。エクセターにおいてかつて市民身分の取得を廻って商人と手工業者との間に争いがあったか否かは、必ずしも明らかではないが、十六世紀においては手工業者の市民身分の取得が比

較的容易であり、通常7年の年季奉公を終えた後、親方の保証によって市民になりえたのであって⁽⁵⁾、また、市民の長男は父親の死後同じく市民となることができた。しかし、手工業者に対して、必ずしも市民となることなく、年4回市内において職場をもつ許可料を納め、「市参事会」の許可をえて、かれの職に従う途が開かれていた。ヘンリ八世の治世にかれらが市民となることを勧奨し、上述の許可料を引き上げたことが推定されている。それにもかかわらず、手工業者にして市民となった者は比較的少なかったものごとく、例えば、縮絨職の市民が少なかったと言われ、1560年から1600年までの間に、織布職、縮絨職および剪毛職の市民身分を取得した者が全体のほぼ三分の一にすぎず、いずれも加工職の手工業者であったことが注目される。このことはおそらく他の種類の加工職の手工業者のばあいについても、あまり異なることはなかったと思われる。尚市民身分の取得には、上述の二つの途以外に、貨幣によってこれを買取ることができた。金額は職によって異なっていたものごとく、例えば、1549年に手工業者と推定される J. ストロブリッジ John Strobridge なる者が市民の未亡人と結婚したとき、6ポンド13シリング4ペンスの市民身分取得の貨幣を支払うか、年4回13シリング4ペンスの職場をもつ許可料を支払うかの選択権を与えられた。次いで、一商人 T. ブリュワートン Thomas Brewerton は、市民身分取得のために20ポンドを支払うまで、市内における販売を禁ぜられた。かれはそのときこれを拒否したが、その後20ポンドを支払って市民となり、さらに、後に市長にまで栄進している。1562年に、ストロブリッジのごとく、選択権を与えられた一仕立職があり、その翌年に、金額は不明であるが、以前ロンドンの小間物商であった G. エヴァンス George Evans なる者が、ここに移り来たってその業務を営み、傍ら縁なし帽子とフェルトをプレスすることを禁ぜられ、もしこの禁を犯すならば、獄に投ぜられることとなっていたと言われる⁽⁶⁾。

それはとにかく、既述のごとき市民が有する経済上の諸特権が停止されるときが、定期市とくに年市である。年市のときにはすべての市内の店舗が閉されるのであるから、市内の商人と同じく、外部のよそもの商人も、商品を携えてマーチャント・ホールに来て、一定の市場税を支払って自由に販売することができた⁽⁷⁾。

よそもの商人のうち最も多くの譲歩を与えられていたのは、ロンドンの商人であり、年7回の年市のうちの主要なる4回のセント・ニコラスの祝日（12月6日）、セント・トマスの祝日（12月21日）、聖灰の水曜日（四旬節の第1日）および聖霊降臨祭の日の各年市の前3日と後4日の計8日間に、卸売りとお売りのいずれでも、市民と市民でなき者とを問わず、いかなる者にも自由に販売する権利を認められていた。上述の年市以外の年市は、洗足の木曜日（イースター直前の木曜日）、マグダラのセント・マリアの祝日（7月22日）および収穫祭（8月1日）に開設され、これらの年市においては、当日限りである。市当局は各年市から少額の開催許可料を徴収していたが、総額で4ポンドを越えることはなかった。上述のロンドンの商人は、販売のために、市長の許可を

受けて、買手に対して既述の8日間以内に商品を手渡さなければならなかったが、年市と年市の間市内に商品を貯蔵することを許されていた。

ロンドンの商人以外で譲歩を受けていたのは、北部地方の商人であり、かれらが齎らす主要なる商品は亜麻布であって、かれらの参加は週市（月の1～4日と7～11日の間の水曜日、金曜日および土曜日）に限られていたが、その代わりに、市民に対してはそれらの週のいかなる日においても販売することを許されていた。他のよそもの商人は、年市の日以外には、市民以外のよそものに対する販売を禁ぜられていた⁽⁸⁾。

1583年の取引の課税表によれば、マーチャント・ホールにおいて扱われた商品として、あらゆる種類の織物と羊毛以外に、大青、乾ぶどうといちぢく、種々の金物類、ガラス、瀝青、砂糖、胡椒、紙、石鹼、蜂蜜、ホップ、ぶどう酒のしぼり粕（染料としてか？——筆者）、フランス製の帆および錫のごとく、多種多様なものが挙げられており、さらに、法律記録によれば、船の係柱に巻くあぶみ綱、上述のマーチャント・ホールで扱われていない金物製品が記され、また、毛織物を携えて来る者は、週のいかなる日においても、これを市民に対して売ることを許されていた。市民と否とにかかわらず、これらの慣行の違犯を防止するために、厳しい条例が制定され、もし市民にして不法なる購入をする者があれば、市民権を剥奪され、市民でない者が同様の購入をなすならば、罰金を徴収された。しかし、規則がよく守られなかったものごとく、十六世紀末に市参事の1名が、助手2名とともに、没収品の一部の分配に与かる約束の下に、違犯を取り締まるために、捜査官に任命されている⁽⁹⁾。違犯の最も多いのは、市民がよそもの商品をマーチャント・ホールの市場税を支払うことなく、自宅に預かり陰匿したことと、飲み屋において商品の売買が行なわれたことであった。これらの違犯の摘発は容易でなかったけれども、そのころのマーチャント・ホールにおける取引は着実に増加しつつあり、1602年によそものために同市において縮絨され市民に売却されたカージイー包みにつき6ペンスの付加的取引税を徴収することになっている⁽¹⁰⁾。

最も譲歩を受けていたロンドンの商人とエクセターの商人との争いがときおり発生したが、概ね協動的であって、十七世紀初期にはマーチャント・ホールの一郭がかれらの商品の販売のために貸し与えられることとなり、同商人14名が計70ポンドの年借用料で11年間の定期で借り受けている⁽¹¹⁾。

「市参事会」の経済統制の他の一つの重要なものは、食料品市場に関する諸規則である。この統制の主要なる目的は、消費者のための小売りの食料品の豊富なる供給、廉価および質の確保にあった。これは正しく中世都市の消費者のための伝統的な慣行であり、例えば、魚類はそのために設けられた野外の市場において小売によってのみ販売され、果実の類（梨、林檎、その他）、バター、チーズ、卵、家禽の類（雄・雌の鶏、去勢した若鶏、家鴨、孔雀等）もすべて割り当てられた市場が開設され、とり分けパンとビールとは、それらのために制定された条例に従って、厳しい監

視の下に販売され、食肉屋は、頭、足および内臓を除き、1 シリングにつき1 ペニより多くの利益をえて売るべきではないと定められていた⁽¹²⁾。

これらの食料品市場に関する「市参事会」の配慮は、フーカーが掲げる市長の義務の一覧表の次の諸条項によっても、充分推定されるところである。

またかれ（市長——筆者）は市場に赴き、そして、安い価格で売られるのを見るべきである。

かれはすべての買い占め商が罰せられるのを見るべきである。

かれは年々すべての秤りと物差しとが確かめ計られて調べられるのを見るべきである。

かれは毎週パン屋にかれらの条例を示し、そして、醸造元にかれらのビールとエイルに対して正当なる価格を指示し、さらに、かれらの容器が調べられるのを（見るべきである。——筆者）⁽¹³⁾

十六世紀を通じて上述の小売り市場の諸規則は、不断の注意をもって実施されていたものごとく、就中週市は注意深く維持され、各商品について、上述のごとく、それぞれとくに定められた販売の場所があり、「市参事会」のみがその位置を変更しえたのである。そして、販売時間と条件とが細かく定められており、例えば、穀物市場はハイ・ストリートにおいて水曜日と金曜日とに開かれ、市内に居住する市民に先買権が与えられていて、第一のベルでかれらがまず購入し、第二のベルで他の者が購入しえたのである。外部より来る農民たちは、かれらが売べきなんらかの生産物を携えて来なければ、穀物を買うことを許されなかった。不法なる買占めや先買する者を取締まるために、市場看視人がおかれ、かれは市長に対してそのときに売られている穀物の価格を報告する義務を負っていた⁽¹⁴⁾。

ぶどう酒の販売もまた厳しく統制されていて、市の裁判官の許可状ライセンスを必要とした。1549年には市長が指示する価格に従わないエイルやビールの醸造元の紛争があり、かれらは告発されて、その中の首謀者である市参事会員ニコラス・ロー Nicholas Rowe は、直ちにその地位を追われ、20ポンドの罰金に処せられている。その後もビールに関する紛争がしばしば起こり、1633年には枢密院において取り上げられ、巡回判事によって裁決されなければならなかった⁽¹⁵⁾。

食肉市場についても、需要の増加に伴って、しばしば騒ぎが起こり、1571年のごとき早期に、織糸市場の場所を、水曜日の午後2時までと土曜日の午後3時までの2日、よそものよそものの肉屋に貸すことを許可せざるをえなくなった。その後しばらく平穩に過ぎたが、20年後市の食料品商組合が大法官よりよそものよそものの食料品商の市内における販売を阻止することを許す特許状チャーターをえていたものごとく、かれらの食料品を差し押え、これに反対する市長の命令を拒否した。2年後この問題は市当局の主張が通り、よそものよそものの肉屋が以前のごとくに販売しうることで、結着した⁽¹⁶⁾。

その他皮革とその製品の質の管理のための委員会を設置し、とり分けカージイの質の管理が厳し

く、「市参事会員」2名の責任の下に、2名の検査官を任命し、違反者に対して実刑を科した。また、デヴォンの各市場都市および市場町のカージイの管理のための条例制定後、さらに3名の検査官を任命している⁽¹⁷⁾。

これらの小売り市場の統制において最も煩瑣にして重要なるものは、市の住民のための食料品とくに穀物の確保であった。遅れて開発されたところが多いデヴォンにおいては、十五・六世紀に良質の土壌の腐葉土の多い森林の開墾地では豊かな農産物に恵まれていたのであるが、急激なる人口増加のために、エクセターにおいてときおり穀物が欠乏することがあり、かかるばあい、「市参事会」は自ら一時金を醸出して外部から緊急に穀物を買入れ、ときには輸出用の穀物の船荷を差し押えて購入し、貧しい人たちには原価で分け与えたことがあった⁽¹⁸⁾。

以上のごとき寡頭制支配の下における経済統制は、この都市が本質的に尚厳しい諸規則によって特権的市民の利益を守る中世都市としての特質を濃厚に帯びる排他的なる局地内の経済的中心としての地位を保持していたが、他方、不断に地域内の商業中心地として発展しつつあったことが必然的にこれに深刻なる影響を与えていたとは言え、これに対応して、この支配体制をむしろ強化することはあったとしても、これを覆えすことはありえなかったのである⁽¹⁹⁾。

市の財政収入の主要なる項目について言えば、地代、市場税、取引税、裁判収入、羊毛とか織糸を秤量する手数量、カージイの検査料、市の波止場の関税、市所有のミルの貸料等であって、十七世紀に入って関税収入が急激に増加し、外港中ハルに次いで2位を占めていたことは、既述のごとくである。

次に、この寡頭制支配の下において、ギルドに対してどのようにこれを統制していたかを見ておかなければならない。

既述のごとく、1561年の民兵の検閲（パプテスマのセント・ヨハネの祝日すなわち6月24日に行なう——筆者）の文書のリストに8組合が記されていて、その後漸次に増加して、1563年に製帽職と小間物商、1565年に屋根葺き職と桶屋、1566年に肉屋、1579年に醸造元、1586年にペンキ職、指物師、ガラス職および大工が合同して一つの組合を結成し、同じころにコードヴェン皮職と毛皮職とが新たな^{チャーター}特許状を受け、さらに、肉屋と醸造元が同じく再び^{チャーター}特許状をえている⁽²⁰⁾。

これらの中の若干の例によって知られるごとく、ギルドに対する統制の巧妙なる方法の一つが、^{チャーター}特許状を与えるときに、その期限を制限したことである。例えば、1566年の肉屋に対する^{チャーター}特許状には、これを廃止しうる権利を明白に1年市当局が留保し、1575年の再下付のときには、この権利を無期限に拡大したのである。方法の他の一つは、組合長と理事たちに各職について定められた諸規則を親方たちに守らせる責任を負わせたことである。かくしてギルドは全く「市参事会」の統制下に置かれたのであって、これに対する抵抗が、例えば、既述の十五世紀中葉における仕立職を主とするもののごとく、その後全く無かったのではない。食料品商が王から直接^{チャーター}勅許状をえようと努力

して、市当局によって阻止されたことがあり、また、縮絨職と織布職とが剪毛職を加えて、1602年市当局から特許状を受け、かれらはさらに1621年に王から直接勅許状を下付されて、市当局の統制からある程度独立を勝ちえたように見える⁽²¹⁾。但しこれを寡頭制支配に対する抵抗とみうるか、それとも自らの救済の手段とみなしうるかは、明らかではない。というのは、この地域においても、刷毛織物から梳毛織物への転換が始まっていたからである⁽²²⁾。

最後に、エクセターにおける市民の増加の状態を見ることとする。

時代が下るが、1620—40年のマックカフレイが掲げるここにおける市民の増加を示す表を引用すると、表9のごとくである⁽²³⁾。市民の増加は必ずしもこれとペースを同じくする人口の増加を示すものではない。このペースは、ここより遙かに規模の小さいレスターのばあいとほぼ同じであると言われるが、市民とならない手工業者、富裕なる商人の家庭の使用人、波止場で働く荷役等ここに現われていない者の増加の著しかったことが想定される。表9の新たに市民となった者たちの職業の全部を、いま知ることはできないが、マックカフレイが記すところを表にして示すと、表10のご

表9 Admission of Freemen to Exeter Trades 1620-40

Trade	Admission	
	Number	Percentage
Wholesalers	173	31
Textile processing	88	16
Building	64	12
Provisioners	62	11
Retail Clothing	59	11
Leather-workers	43	8
Miscellaneous	62	11
Total	551	100

表10 Number of Freemen in Each Trade 1620-40

Trade	Number	Trade	Number
merchants proper	68	haberdashers	14
grocers	33	goldsmiths	6
chandlers	72	clockmakers	2
ironmongers		limner	1
stationers		embroiderer	1
weavers	14	apothecaries	12
fullers=tuckers	40	barbers	7
felt makers	11	fletcher	1
silk weavers	18	musician	1
butchers	23	parchment maker	1
bakers	26	husbandmen	2
glovers	16	yeomen	5

とくである⁽²⁴⁾。見られるごとく、建築関係および衣料の小売りの職の内訳が不明であるが、全体としてみれば、商人が圧倒的に多く、とくに一般的商品を扱うか、いっそう特殊の商品を取引する卸売り商が、これらの新たな市民のほぼ三分の一を占めていたことが知られる。マックカフレイは、「エクセターは繁栄する地域経済の分配の中心であって、その住民たちは二つの西方の州に商品とサービスを供給することに忙しく従っていた。同市は全地域の輸出品と輸入品とが通る通風孔であり、そして、地域的商業が同市の経済的生命であった。表9がいかにこの事実が市の経済を支配していたかを示している。……」と述べている⁽²⁵⁾。十六世紀には、周知のごとく、オランダの独立戦争によって、イギリスの大陸における最大の毛織物市場アントウェルペンが、1576年のスペイン兵による包囲と1585年のオランダ船によるシェルト川の封鎖のために⁽²⁶⁾、完全にその機能を失い、東部地方、中部地方および南部地方の毛織物手工業が多大の打撃を蒙ったのであるが、エクセターの損害は最小限に止まり、1604年のスペインとの休戦後、いち早くイベリア半島の市場を回復して、いっそうの発展を遂げていたのである。既述のごとく、1614年の関税収入が外港中2位であったことは⁽²⁷⁾、その現われである。

そこで、次ぎに項を改めてこの都市の貿易を見ることとする。

(1) MacCaffrey; *Exeter*, 1540-1640., p. 74.

(2) *Ibid.*, pp. 74, 75.

(3) *Ibid.*, pp. 75, 76.

(4) *Ibid.*, p. 76.

(5) *Ibid.*, p. 74. 例えば、ロンドンのばあいを参照。当面拙文「中世都市」ロンドン。214 ページ。拙著「イギリス中世社会経済史論」所収。第六論文。昭和52年3月山川出版社刊。

(6) MacCaffrey; *Ibid.*, p. 74.

(7) *Ibid.*, pp. 76, 77.

(8) *Ibid.*, p. 77.

(9) *Ibid.*, pp. 77, 78.

(10) *Ibid.*, pp. 78, 79.

(11) *Ibid.*, pp. 79, 80.

(12) *Ibid.*, pp. 80, 81.

(13) *Ibid.*, p. 81.

(14) *Ibid.*, pp. 81, 82.

(15) *Ibid.*, pp. 82, 83.

(16) *Ibid.*, p. 83.

(17) *Ibid.*, p. 84. この条例の制定は、本課題の上からみて、とくに重要である。

(18) *Ibid.*, p. 85.

(19) この意味は、地域の商業中心地としての発展によって、いっそう富裕なる商人層が形成され、他方、かれらの多くが貿易を営み、自らの地位を維持するために、旧来の支配体制をいっそう強化しようとしたであろうということである。

(20) MacCaffrey; *Ibid.*, p. 87.

(21) *Ibid.*, p. 88.

- (22) マックカフリイはここにおける生産の構造の変化について述べる。*Ibid.*, p. 161. ^{ウールレン}刷毛織物から^{ウーステッド}梳毛織物へのいわゆる部門転換については、後述する。
- (23) *Ibid.*, p. 163.
- (24) *Ibid.*, pp. 163, 164.
- (25) *Ibid.*, p. 162.
- (26) Minchinton; *The Growth.*, p. 6.
- (27) *Ibid.*, p. 33.

〔未 完〕

(本稿は57年度文部省科学研究費の助成による研究成果の一部である。)